

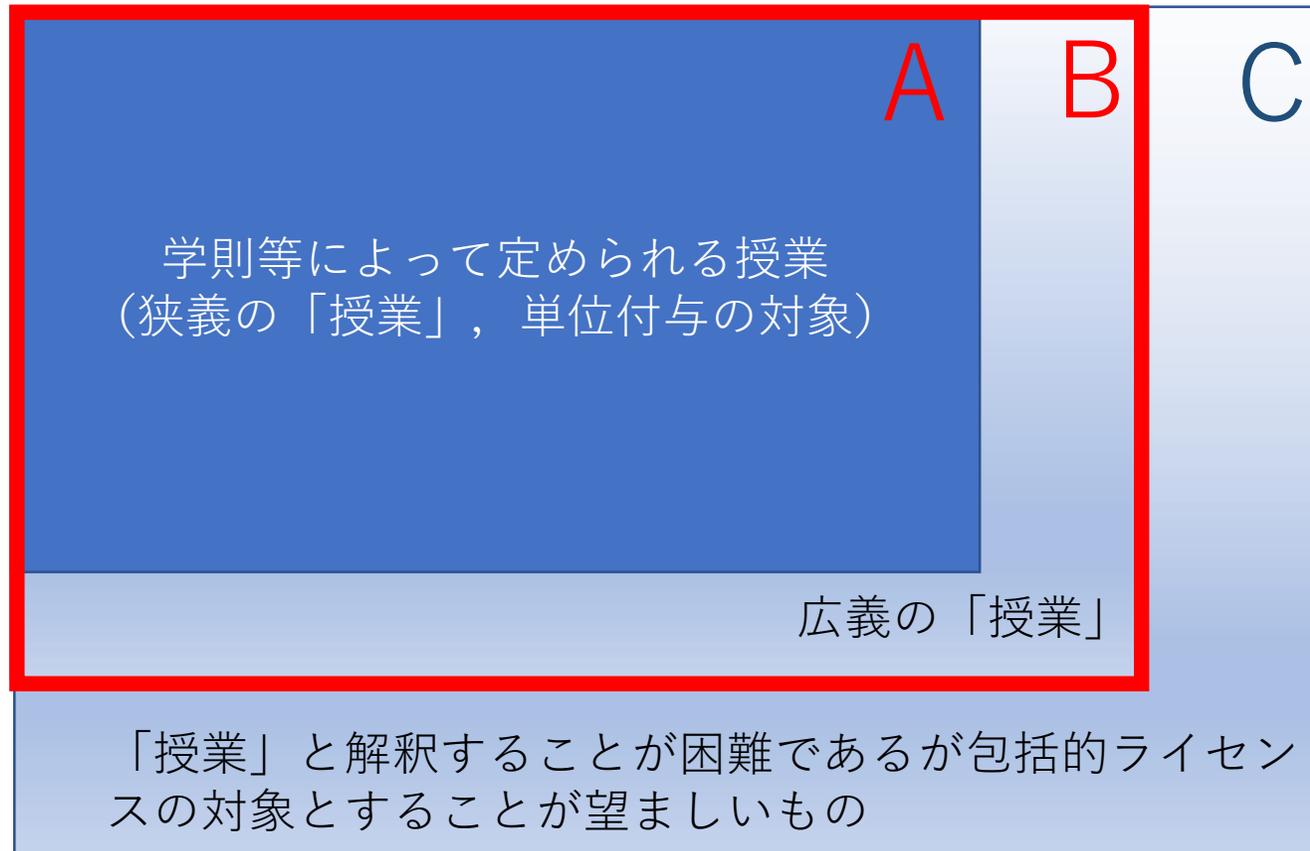
高等教育機関にとって望 ましい「授業」の範囲

2019.1.22 ガイドラインフォーラム

竹内比呂也

(国立大学協会推薦委員代理)

「授業」の範囲：A+B



A: 狭義の「授業」

B: 広義の「授業」：大学（等の高等教育機関）の管理下において実施される教育活動であって、大学の定める手続きによって学修を認められた者に対する教育・学習支援の活動（広く公衆に提供される場合にあっては、手続きによって学修を認められた者に対する部分に限る（形式的な手続きによって人数の制限なく学修できる部分は除く））。

C: 「授業」と解釈することが困難であるが包括的ライセンスの対象とすることが望ましいもの

「授業」の範囲解説

A: 狭義の「授業」：教育機関の教育課程を構成するものとして開設される科目

一般に、学則、履修案内などに単位付与の対象となる科目として明示されている。なお、現行の単位制度の下においては、講義科目においては1単位15時間の授業時間に対して合計30時間の事前・事後学修が必要であるとされているため、授業にはこれらの学修プロセス全体が含まれると考える（例えば、教育機関の管理下において行われる教育・学習支援活動は授業の範囲内としたい）。

B: 広義の「授業」：教育機関の管理下で実施される教育活動

- ・教育機関に所属する学生を対象する活動の例：ガイダンス、特別講義や講演会など著名人などを招いて行う、単位付与の対象とはならない講義や講演、ソフトウェアの使い方指導など
- ・教職員を対象とする活動の例：教育活動に関するFD・SD
- ・大学の社会貢献としての活動の例：年間計画を有する公開講座（手続きによって学修を認められた者に対する部分に限る（形式的な登録によって人数の制限なく学修できる部分は含まれない））

C: 包括的ライセンスの対象とすることが望ましい活動

例・教育活動以外に関するFD・SD

- ・教授会などの学内会議